

## 箕面市競争入札参加者指名停止要綱

(制定 平成八年一月十二日箕面市訓令第二号)

改正 平成九年七月二日訓令第三十五号

改正 平成二十三年六月二十四日訓令第四十三号

改正 平成二十八年九月七日訓令第四十五号

改正 平成三十一年二月二十八日訓令第九号

改正 令和三年八月十七日訓令第五十四号

改正 令和七年一月二十七日訓令第四号

### (趣旨)

第一条 この要綱は、市が発注する工事、物品購入、修繕及び各種委託(以下「工事等」という。)の円滑かつ適正な履行を確保し、有資格者(箕面市契約規則(昭和五十五年箕面市規則第四十号)第三条の二第一項の規定により登録された者(落札決定後の特定建設工事共同企業体を除く。))をいう。)の競争入札における指名の停止(一般競争入札にあつては入札に参加させない措置を、指名競争入札にあつては指名しない措置をいう。以下「指名停止」という。))に關し必要な事項を定めるものとする。

### (指名停止基準等)

第二条 有資格者の指名停止基準及び指名停止期間は、別表のとおりとする。

2 指名停止期間の計算は、次条第一項の規定による指名停止をした日を起算日とする。

### (指名停止手続)

第三条 市長は、箕面市建設工事等業者審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て有資格者の指名停止をするものとする。

2 市長は、競争入札において現に指名している有資格者を前項の規定に

より指名停止にしたときは、当該入札における指名を取り消すことができる。

（下請負人及び建設共同企業体に関する指名停止）

第三条の二 市長は、前条第一項の規定により指名停止をする場合において、当該指名停止の原因となった事実について責めを負うべき下請負人が有資格者であるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて指名停止をするものとする。

2 市長は、前条第一項の規定により建設共同企業体（特定建設工事共同企業体を除く。以下この条において「共同企業体」という。）に対し指名停止をするときは、当該共同企業体の構成員のうち有資格者であるもの（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて指名停止をするものとする。

3 市長は、前条第一項又は前二項の規定により指名停止を受けた有資格者を構成員とする共同企業体があるときは、当該共同企業体について、当該指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて指名停止をするものとする。

（指名停止期間の特例）

第四条 市長は、有資格者が指名停止基準の二以上の事実該当するときは、当該事実に係る指名停止期間のうち最も長い指名停止期間により指名停止をするものとする。

2 市長は、指名停止期間中に有資格者の指名停止の原因となった事実について情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由が明らかになつたときは、当該指名停止期間を変更することができる。

3 市長は、指名停止期間の二分の一を経過した場合に、有資格者の指名停止の原因となつた事実が改善され、再び発生するおそれがないと認められるときは、指名停止を解除することができる。

4 市長は、指名停止期間中に有資格者の指名停止の原因となつた事実について有資格者が責を負わないことが明らかになつたときは、指名停止を解除することができる。

(指名停止の公表)

第五条 市長は、指名停止をしたとき又は指名停止期間を変更したときは、速やかに指名停止を受けた者の商号又は名称、本店又は主たる営業所の所在地、指名停止期間及び理由等についてインターネットの利用により公表するものとする。

2 市長は、前条第四項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに公表を取り下げるものとする。

(随意契約等の制限)

第六条 市長は、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、指名停止前に契約をした工事等の施行中において当該工事等と関連する工事等を発注する必要が生じ、他の有資格者ではその工事等を施行することが困難であると認められるときは、審査会の審査を経て指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

3 指名停止期間中の有資格者は、当該指名停止期間中に市を相手方とする新たな契約の保証人となることができない。

(災害時等の特例)

第七条 市長は、災害等の急施を要する工事等があるとき、特別の技術を

要する工事等があるときその他やむを得ない理由があるときは、指名停止期間中の有資格者をその工事等に限り契約の相手方とすることができ

る。

(警告等)

第八条 市長は、指名停止をしない場合において必要があると認めるときは、有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起をすることができる。

(指名停止基準該当の申告)

第九条 競争入札に参加しようとする者又は入札後資格確認型一般競争入札における落札の候補者(これらの者が建設共同企業体である場合は、その構成員を含む。)は、市長が指定する提出期限までに指名停止基準該当申告書(別記様式)により、別表に定める指名停止基準に該当して国又は他の地方公共団体による指名停止に相当する措置又は法令に基づく処分(当該措置又は処分の期間が入札の公告の日(指名競争入札にあつては、指名競争入札執行通知の日)から落札決定の日までの期間にかかる場合に限る。)を受けた事実の有無について申告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する事実がある旨の申告があつた場合において、別表に定める指名停止基準に該当すると認めるときは、速やかにこの要綱で定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

ただし、有資格者でない者は、この限りでない。

(委任)

第十条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成八年訓令第二号)

1 この要綱は、訓令の日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の箕面市指名競争入札参加者選定要綱（昭和五十五年箕面市訓令第十七号）による指名停止については、なお従前の例による。

附 則（平成九年訓令第三十五号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十三年訓令第四十三号）

この要綱は、訓令の日から施行し、同日以後に指名停止基準に該当する事実を確認した場合について適用する。

附 則（平成三十一年訓令第九号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和三年訓令第五十四号）

（施行期日）

1 この要綱は、訓令の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第一項及び第三条の二の規定は、この訓令の施行の日以後に指名停止基準に該当する事実を確認したものについて適用し、同日前に事実を確認したものについては、なお従前の例による。

3 改正後の第九条第一項の規定は、この訓令の施行の日以後に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う入札について適用し、同日前に行う入札については、なお従前の例による。

附 則（令和七年訓令第四号）

（施行期日）

1 この要綱は、訓令の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、改正前の別記様式による用紙で、現に残存する

ものは、当分の間、なお使用することができる。

別表（第2条、第9条関係）

指名停止基準	指名停止期間
<p>1 市の競争入札に関する不誠実、不正な行為又は妨害</p> <p>(1) 競争入札の公正な執行を妨げたとき。</p> <p>(2) 競争入札で落札したにもかかわらず契約締結を拒んだとき。</p> <p>(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>1年以内</p>
<p>2 市との契約の不履行</p> <p>(1) 正当な理由なく工事等を着手しなかったとき。</p> <p>(2) 正当な理由なく工事等を遅延したとき。</p> <p>(3) 過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>(4) 故意に工事等を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。</p> <p>(5) 竣工検査の成績が著しく不良であったとき。</p>	<p>6月以内</p>
<p>3 市の職員が行う監督若しくは検査を妨害し、又はその指示に従わなかったとき。</p>	<p>6月以内</p>
<p>4 安全管理上の事故</p> <p>工事等の施行中の事故により死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 市発注工事等</p> <p>(2) 市以外の発注工事等（民間工事等を含む。）で当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>2年以内</p> <p>1年以内</p>
<p>5 建設業法等関係法令の違反</p> <p>(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項の規定により指示を受けたとき。</p> <p>(2) 建設業法第28条第3項の規定により営業停止を命ぜられたとき。</p> <p>(3) 建設業法第22条に規定する禁止に背いたとき。</p> <p>(4) その他関係法令に基づき処分されたとき。</p>	<p>3月以内</p> <p>3月以内</p> <p>2月以内</p> <p>2月以内</p>
<p>6 贈賄行為</p> <p>有資格者が、贈賄容疑により刑法（明治40年法律第45号）の規定により逮捕又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市の発注工事等</p> <p>(2) 市以外の発注工事等</p>	<p>3年以内</p> <p>1年以内</p>
<p>7 談合等</p> <p>有資格者又は使用人が競争入札において、刑法の規定により逮捕又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市の発注工事等</p>	<p>3年以内</p>

<p>(2) 市以外が発注する公共工事等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 大阪府内で行われる工事等</li> <li>ロ 大阪府を除く近畿府県内で行われる工事等</li> <li>ハ 近畿府県外で行われる工事等</li> </ul>	<p>1年以内</p> <p>6月以内</p> <p>3月以内</p>
<p>8 独占禁止法違反行為</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市の発注工事等</li> <li>(2) 市以外が発注する工事等 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 大阪府内で行われる工事等</li> <li>ロ 大阪府を除く近畿府県内で行われる工事等</li> <li>ハ 近畿府県外で行われる工事等</li> </ul> </li> </ul>	<p>3年以内</p> <p>1年以内</p> <p>6月以内</p> <p>3月以内</p>
<p>9 経営不振</p> <p>不渡手形の発行その他正常な経営内容を欠くと認められるとき。</p>	<p>再建したと認められる日まで</p>
<p>10 暴力行為等</p> <p>有資格者が刑法の規定により逮捕又は起訴されたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市の職員に対する暴力行為等</li> <li>(2) 大阪府内で行われた暴力行為等</li> <li>(3) 大阪府外で行われた暴力行為等</li> </ul>	<p>3年以内</p> <p>1年以内</p> <p>6月以内</p>
<p>11 不正又は不誠実な行為</p> <p>業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市の発注工事等</li> <li>(2) 市以外が発注する工事等 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 大阪府内で行われる工事等</li> <li>ロ 大阪府を除く近畿府県内で行われる工事等</li> <li>ハ 近畿府県外で行われる工事等</li> </ul> </li> </ul>	<p>2年以内</p> <p>1年以内</p> <p>6月以内</p> <p>3月以内</p>
<p>12 虚偽記載</p> <p>市との契約に係る入札において、入札書類等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>6月以内</p>
<p>13 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市の契約内容に反する事実があったとき。</li> <li>(2) 市の有資格者として、不適当な事案があったと認められるとき。</li> </ul>	<p>6月以内</p> <p>6月以内</p>

別記様式（第9条関係）

（表）

指 名 停 止 基 準 該 当 申 告 書

年 月 日

（宛先）箕面市長

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者  
役 職 ・ 氏 名

箕面市競争入札参加者指名停止要綱別表に定める指名停止基準について、同要綱第9条第1項の規定により次のとおり申告します。

なお、申告の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1	入札公告日又は指名競争入札執行通知日から落札決定日までの期間において、指名停止基準に該当する事実により、措置又は処分を受けていない。
2	入札公告日又は指名競争入札執行通知日から落札決定日までの期間において、指名停止基準に該当する事実により、裏面のとおりの措置又は処分を受けている。

1又は2の該当する数字を で囲み、2の場合は裏面に詳細を記載してください。

建設共同企業体を構成している場合は、構成員それぞれの分を提出してください。

2に該当するおそれがある場合は、該当の有無を確認しますので、提出前に総務部契約検査室まで相談してください。

(裏)

1	措置又は処分の理由	
	該当する指名停止基準	箕面市競争入札参加者指名停止要綱別表 ( ) に該当
	措置又は処分の名称	
	措置又は処分の期間	
	措置又は処分を行った行政庁名	..... ..... ..... ..... ..... ..... .....
2	措置又は処分の理由	
	該当する指名停止基準	箕面市競争入札参加者指名停止要綱別表 ( ) に該当
	措置又は処分の名称	
	措置又は処分の期間	
	措置又は処分を行った行政庁名	..... ..... ..... ..... ..... ..... .....

類似の様式又は通知等でも代用できます。